

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成28年6月23日(木曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前11時 1分 散会

付託事件

議案第71号, 議案第74号, 議案第75号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第71号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第74号 指定管理者の指定について
- ③ 議案第75号 市道路線の認定及び廃止について

2 出席委員(7名)

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	小 泉	康 二 君
委員	中 庭	次 男 君	委員	飯 田	正 美 君
委員	五十嵐	博 君	委員	高 橋	丈 夫 君
委員	松 本	勝 久 君			

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

建設部長	猿 田	佳 三 君	建設部技監	市 村	正 一 君
建設部技監兼 道路建設課長	弓 野	憲 一 君	建設部技監兼 河川都市排水 課 長	大 和	直 文 君
建設部技監兼 建築課長	小 林	幸 夫 君	建設計画課長	大 森	幹 司 君
道路管理課長	木 村	勤 君	生活道路整備 課 長	安 達	茂 君
土木補修事務 所 長	大 山	裕 己 君	内原建設事務 所 長	岡 田	紀 治 君
都市計画部長	村 上	晴 信 君	都市計画部 副 部 長	小 川	喜 実 君
都市計画部技監兼 建築指導課長	川 崎	洋 幸 君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪	貴 之 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加 藤	久 人 君	都市計画課長	黒 澤	純 一 郎 君
公園緑地課長	上 田	航 君	住宅政策課長	和 田	宏 君

下水道部長	小林夏海君	下水道部参事 兼下水道管理 課長	白田敏範君
下水道部技監	清水安隆君	下水道部技監 兼下水道施設 管理事務所長	舘山祐清君
下水道整備課長	松葉光隆君		

6 事務局職員出席者

議事係長	大森貴広君	書記	石田一樹君
------	-------	----	-------

午前10時 2分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第71号ほか2件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りをいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、その後質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第71号ほか2件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次提出議案の説明を願います。

初めに、議案第71号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について説明を願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、水戸市議会定例会議案書①の59ページをお開き願います。

市議会議案第71号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例案は、お手持ちの資料に記載しております水戸市内原町長田第1児童遊園ほか3児童遊園につきまして、開発行為による帰属の手続が完了したことから、これを開設し市民の皆様の利用に供するため、当該条例に追加を行うものです。また、付則といたしまして、条例の施行期日を平成28年7月1日から施行するとしています。

位置図等の参考資料につきましては、お手元に配付してございます公園緑地課提出の議案第71号参考資料をごらん願います。

なお、これによりまして市内の児童遊園数は244カ所になります。児童遊園の総面積につきましては、748.84平米の追加となり、合わせまして8万1,538.37平米になる見込みとなります。

説明は以上でございます。

なお、前回の委員会で資料請求のありました街区（児童）公園と児童遊園について、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料に基づき御説明いたします。

1の基準についてです。

(1)街区公園については、都市公園法に基づき設置された公園施設であり、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として整備された公園です。また、その敷地面積は、都市公園法施行令に基づき0.25ヘクタールを標準として定めています。

次の(2)児童遊園につきましては、都市計画法に基づく開発行為により整備された公園施設であり、水戸市児童遊園条例に基づき設置されたものです。また、その敷地面積については、都市計画法施行令に基づき、開発行為の場合、その面積に対して3%以上の面積を確保することとされているほか、市の内規により、遊具等を設置することを規定しております。

次に、2の管理についてです。

街区公園及び児童遊園の管理につきましては、一般財団法人水戸市公園協会を指定管理者として指定しています。協会における公園管理は、施設規模や整備水準などを考慮して、委託または直営で管理をしています。また、地元で公園愛護会が結成された場合には、その公園の管理の一部を行っていただいております。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、議案第74号 指定管理者の指定について、執行部から説明をお願いします。

上田課長。

○上田公園緑地課長 それでは、水戸市議会定例会議案書①の77ページをお開き願います。

市議会議案第74号 指定管理者の指定について御説明いたします。

管理を行わせる公の施設の名称でございます。

県からの移管によります(1)の都市公園の百合が丘公園1カ所及び市議会議案第71号において、条例への追加を提案しております児童遊園の(2)、アの水戸市内原町長田第1児童遊園からエの水戸市元吉田町一里塚東第6児童遊園までの4カ所でございます。

2の指定管理者となる団体の名称は、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

3の指定期間は、平成28年7月1日から平成33年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安蔵委員長 次に、議案第75号 市道路線の認定及び廃止について、説明願います。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、市議会議案第75号 市道路線の認定及び廃止につきまして御説明いたします。

平成28年第2回水戸市議会定例会議案書①の79ページをお開き願います。

本案件につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものでございます。

ページを返していただきまして、別紙でございますが、80ページが認定の対象となる10路線について、右側の81ページが廃止の対象となる1路線についての調書でございます。また、82ページから90ページまでがそれぞれの対象路線の位置図となっておりますので、御参照のほどお願いします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安蔵委員長 以上で、提出議案の説明については終了しました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第71号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方はどうぞ。

中庭委員。

○中庭委員 幾つか質問したいと思うんですけども、先ほど児童公園、街区公園と児童遊園の差ですね、これは何だったのかということで資料を出していただきましたらば、端的に言いますと、要するに街区公園、児童公園は公園協会に委託をします。そしてさらに、公園協会は業者に委託するということになっています。児童遊園は公園協会に委託なんだけれども、直営でやるということなんですけど、1つはこの児童遊園の場合、公園協会が直営でやるんですけども、これは直営でやる場合の費用という場合にどのぐらいかかっているのかというのと、あと、これは臨時職員が採用されてやっていますが、この臨時職員に対するこの費用は幾らなのか。そして、臨時職員の賃金というのはですね、きつい割には賃金が低いというふうに言われて訴えもありますが、これはどうなっているのか、ちょっとその辺をお答えいただきたいと思います。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの質問にお答えします。

児童遊園の管理費用につきましては、公園協会の直営で行っているわけですが、その費用につきましては、年間の指定管理委託料4億3,273万8,000円の中で行っております。また、臨時職員の給与につきましては、時給820円でやっております。

以上です。

○中庭委員 臨時職員の賃金が820円というのはかなり低いと思いますので、この暑い中で朝から晩まで、夕方まで一生懸命に草刈りをやっている割には非常に安い賃金なので、ぜひ、これは引き上げてはどうかというふうに思います。それから、2つ目はこの公園というのは24カ所あると。児童遊園が24カ所あると。それから、直営の公園も児童公園もたくさんある中で、この4億円ぐらいの管理費で対応できるのかというのがありますが、いかがでしょうか。また、臨時職員についても賃金を上げるということで考えてみてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、年々指定管理者に管理をお願いする公園はふえ続けておりますので、今後とも公園管理に必要な経費につきましては、財政当局などさらなる要求をしていくことを検討していきたいと思っております。また、臨時職員の給与につきましては、水戸市の臨時職員と同じ規定でやっておりますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 児童遊園の遊具というのは、どういう基準でつくっているのかということで、私、昨日ずっと調べてきたんです。今回出されているこれは見川4丁目の公園の写真なんですけれども、この公園、何というんですかね、簡単にいうと立派な公園、児童遊園ではないかと。緑地なんかも確保されていて、かなりいい児童遊園になっているということで、特にこの緑が確保されていて、いい公園だなと思うんですけども、こういう公園の児童遊園の場合の設置というのは、業者に任されているんですか。前は統一したものがあってやっていたということだったんですけども、この点については、こういうふうに緑を本当にしっかり確保しながら公園をつくるというやり方、こういうのはほかでもやっているんですかね。それとも、水戸市と

してやってほしいと指導しているんですか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの質問にお答えします。

植栽につきましては、ある程度決まりはございます。今回その見川にある芝生などにつきましては、開発業者様と協議した中で、水戸市側と業者側のほうで相談して対応をしたところでございます。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 4つ見てきましたけれども、やはりこういうふうには芝生を用意したり、緑をきちんと確保するというやり方は、いいことじゃないかなと思うので、ぜひ、こういうのも広めていただければというふうに思いました。それから、もう一つはこの愛護会に公園の委託をしているわけですよね、愛護会があるところは。任意の愛護会にいわゆる草取りなどをお願いしているということですよね、今。愛護会というのがあって、公園愛護会というのをつくってもらって、それでその町内や何かに草取りなどを委託しているんですけども、その愛護会という名称を、私、変えたらどうかなという提案なんです。というのは、愛護会というと動物愛護会ということだとか、あと、インターネットで見ると社会福祉法人愛護会とかいろいろ、これは知的障害者の福祉施設を運営する法人なんですけれども、だからもっと、ネーミングを変えて、愛護会というと、どうも何か福祉的な名前に聞こえるので、変えてみてはどうかと。だから、そういう点が1つ提案と、もう一つは、愛護会に報償金というのは支払っているんですよ。水戸の場合はどのぐらい払っているのかという点。規模によって違いはあると思うんですけども、その2つ、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

愛護会の名称を変えたらどうかという提案でございますが、この愛護会は昭和60年前後から始まっているもので、広く市民の皆様にご理解されている名称だと思います。そのため、変えるとまた浸透をしていくのがなかなか大変かと思っております。できるならば、名称は変えることをしないで、そのままやっていければというふうに考えております。また、報償金につきましては、面積の規模に応じて若干違いがございますが、一番小さい公園で8,400円、一番大きい公園になりますと2万4,000円になってございます。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 課長さん、この8,400円、2,400円の面積というのはどういう基準で面積ができていますか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 説明不足ですみません。

500平米以下の遊園につきましては、8,400円、500平米以上1,000平米未満については9,400円、1,000平米以上は1万400円になっております。また、街区公園などにつきましては、1,000平米以下が2万円、1,000平米以上2,000平米未満が2万1,000円、2,000平米以上5,000平米未満が2万2,000円、5,000平米以上1万平米未満が2万3,000円、1万平米以

上10万平米未満が2万4,000円、10万平米以上が2万5,000円というふうになってございます。

○中庭委員 私、ほかの市の報償金を調べたんですけども、佐世保市を調べましたら、面積が1,000平米以下の公園でも年間3万7,500円なんです。そして、3,000平米以下の公園は5万8,000円。それから、3,000平方メートル以上の場合は7万8,500円ということで、かなり水戸市と比べればやはり高い報償金を支払っているということで、水戸市と比べると2倍から3倍の報償金を支払っているというふうな状況になっています。ほかも調べたんですけども、結構きちんとした報償金を支払っていて、年3回とか4回ぐらい草取りをしなくてはなりませんので、そういう点ではこの報償金というのは、ちょっと水戸市の場合は低いんじゃないかというふうに思うんですが、引き上げるような検討というのはないのでしょうか。

○安藏委員長 中庭委員さん、ちょっとほかの委員さんの御意見も聞きたいので。

ほかの委員さん、どうぞ。飯田委員からどうぞ。

○飯田委員 この参考資料の6ページになりますけれども図面がありまして、施設でクリーパーとあるんですが、このクリーパーというのはどのようなものかをお尋ねしたいのと、あと、今回幾つか児童遊園の追加が出ておりますが、それぞれ図面を見ますと、遊具がありますけれども、この遊具が懸垂棒とか滑り台とか、3連低鉄棒とかいろいろありまして、それぞれの公園で異なっているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 まず、1つ目の質問のクリーパーという遊具につきましては、左右両方から滑ることができる、階段があって滑りおろすようなものではなく、両側から上ったりおろしたりすることが可能な滑り台みたいなものになります。ちょっと説明が難しくして申しわけございません。それと、公園の遊具につきましては、開発業者さんと協議して決めておりますので、その中で対応をしているところです。

以上です。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 クリーパーは動いたりはしないんですね。固定されている。はい、わかりました。

よく児童遊具だと、ブランコとか滑り台とかシーソーとかそういうのが、人気があるんじゃないかと思えますけれども、それはあくまでも公園のそれぞれの開発行為をやったところで、役所と協議をしながら決めていくということで、特に地域の人の要望とかを聞いているわけではないんですね。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 開発行為になりますので、まだ公園をつくっている時点で家が張りついているわけではないものですから、ある程度開発業者のほうと相談しながら決めております。

以上です。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。児童公園ですから、児童遊具の設置だと思うんですが、健康遊具とかそういう点については、これは市から要望するとかそういうことはないのでしょうか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの質問にお答えいたします。

例えばになるんですけれども、4ページをお開きいただきたいと思います。こちら、水戸市内原町長田第1児童遊園なんですけど、こちらの施設の⑥で懸垂棒ということで、健康遊具を設置させていただきました。これは、本来であります児童遊園ということで、児童向けの遊具を設置することになるんですが、この長田第1児童遊園のすぐ近くに、去年帰属を受けました長田児童遊園というのがございまして、そちらのほうに児童用の遊具があるということで、弾力的に対応させていただいたところがございます。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 先ほど、飯田委員からもありましたクリーパーを見てきたんですが、ちょっと真新しいのでびっくりしました。こういうのは児童遊園の範囲の中で、大きさの制限というものはないんでしょうか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 遊具の安全性につきましては、国土交通省のほうから都市公園における遊具の安全確保に関する指針が示されております。その中で、その公園の安全領域とか、使用する子どもの年齢層など、いろいろ選定基準を考慮して設置しておりますので、こちらの公園のほうのクリーパーも安全性は大丈夫ということでございます。

○五十嵐委員 私も見て、乗りはしなかったんですけども、しっかり、がっちりできていました。ただ、そういう遊具とかベンチとかが破損したり、そういう修繕に関しては開発をした業者がやるのか、それとも管理しているほうがやるのか、ちょっと。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

維持、修繕につきましては、今回帰属されることになれば市のものになりますので、市のほうで行うことになります。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 では、最後になりますけれども、以前にもちょっと質問をさせてもらったことがあるんですが、振り仮名です。今回も例えばですけども、水戸市元吉田町一里塚東第6児童遊園とありますが、前回は振り仮名があるところとないところがあったんですが、今回は一里塚東だけ、振り仮名が振ってあるんです。児童なので、住所とか児童遊園というのは大人で言えばわかるんですけども、できれば全部つけて徹底したほうがいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

園名板に振り仮名を振るということにつきましては、確かにちょっと今までいろいろと場所によって違いはあったんですが、これからやる遊園の整備につきましては、水戸市から児童遊園まで全てのものに振り仮名を振るということで統一した方向でやっていくということで今、進めております。

以上です。

○安藏委員長 いいですか。

松本委員。

○松本委員 高橋委員も質問あるようですけれども、私も一言。

244カ所児童遊園になりますね、今回。開発行為によって、その児童遊園の面積というのが決められますね。そのときに、その遊具というものは開発行為を許可するときの、許可条件の中に入るんですか。これは何もやらなくてもその面積だけがあればいいとか、例えば。何もないほうが子どもは遊びやすいから、ネットを張ってキャッチボールでも何でも中でできるからいいよとか、あるいは、これとこれとこれは最低限度の遊具ということで、その開発行為の許可をおろすための許可条件になっていますよとかということというのは、決まりというものはあるんですか。それだけお伺いします。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

児童遊園に設置する遊具につきましては、法律上の義務はございませんが、水戸市とその開発業者さんの中で、内規の中で設置していただくということでやっております。

以上です。

○松本委員 許可条件、開発の許可をおろすのに必要ということではなく、あくまでも話し合いなんだということなんだけれども、法的にはその定めはないということでしょう。そうしたならば、開発業者が何もうちはつけませんと。地元の意見を聞いたならば、何もないほうがサッカーやったり何だりして遊べるからいいんだという地域もあるかもしれないでしょう。だから、そこで今聞いたんだけれども、よくその辺は、法的には決まりがないんだから、下手につけて逆にけがでもして、誰がどこが責任者になるんだとしたら、水戸市になるわけだから。裁判やられちゃうわけだから。

だから、無理してその遊具というものを許可条件とか、話し合いでつけていただけませんかとかという方法というか、水戸市のほうから開発業者に対してそういうことは余りやらないほうがいいんじゃないのかなと私は思う。その辺の考え方、これはないというのはわかったから。だから、何も遊具をつけなくても、開発行為の許可にはなるということもわかったんだけれども、今後のそういう地域から出てきた場合には、向こうから申請がこういうのをつけますと言えば、それはそれでいいでしょうけれども、水戸市のほうから無理に、あれもこれも鉄棒も懸垂できるものもつけてくださいよとか言わないほうがいいのかというような気もするんだけれども。

これは要望でしょうね。質問にはならない。

それでは、高橋委員にかかります。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 この児童公園の議案として上げた最大の目的というのは、最後、この公園協会を指定管理として指定するということなんですけれども、この公園協会で委託、管理した場合に、今児童公園の景観なんです、草が生えなければ、公園協会の仕事もなく一番いいですよ。あと、木も伸びなければ公園協会が剪定しなくてもいいから、公園協会を指定管理者として指定しなくてもいいんだけれども、どうしても児童公園の草とか芝は、自然と太陽が当たれば伸びてきますよね。そのようなことから、今児童公園の芝については、公園協会のほうで高麗芝にしなさいよとか、あるいは土のままでいいですよとか、あるいは野芝でいいですよとか、そういう指導というのは今、やっているんですか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの質問にお答えします。

公園協会のほうの指導として、芝の種類とか土のままでいいのかというようなものにつきましては、いろいろなことが想定されますので、そういった中で協議しながら進めているところです。基本的には芝は余り植えることなく、土のままということがある程度基本にはなっております。

以上です。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 やはりその開発行為をやるときに、やはり公園を設置しなければならないと。面積の何%の児童公園をつくらなければならないという法律があるんだけど、その中で、やはりその公園をつくってもこの公園を利用する児童の数がふえてくれるのが一番いいかと思うんですよ。私もこの間の本会議でちょっと提案したんですが、学校グラウンドについてずっと戦後、学校グラウンドの形態が同じだということで、ある程度変化を持たせたほうがいいんじゃないかということで、やはり子どもが遊びやすい環境をつくるのに人工芝とか、あるいは全天候型とか、クレイ型の児童公園をひとつ参考につくって、子どもの遊ぶ意欲を深めるという提案もいいのではないかと思うんですけども、そういうことについて何か考えがあれば示していただきたい。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

児童遊園に人工芝、全天候型の芝生などを設置してはどうかというような御質問かと思うんですが、何分費用がかさむものですから、そういうものではなく、なるべく今後草が生えないような地盤というんですか、そういうようなことをちょっと検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 今の形態では、なかなか子どもが積極的に利用しないと。それならば少し金を出して、多くの方に使ってもらったほうがいいというのが私の考えなんですけれども、お金がなくてやむを得ないのであれば、残念だなというふうに思っているんですが、本当は今までのようにこの指定管理者として、公園協会にその景観を維持してもらおうと。こういう方向でずっとやっていくということでいいんですね。何の変化もなく。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの質問にお答えします。

公園協会に維持管理を行っていただいているわけですが、確かに現状の路盤というか、地盤につきましては草が生えやすいというようなこともございますので、今後なるべく草が生えないような地盤をつくっていければということで、今検討をしていきたいと思っております。例えばですけれども、路盤を少し舗装をしまおうとか、何か1回やってみたいという気持ちはあるんですが、事業者とのそれも調整になりますので、今後その辺につきましても検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○安藏委員長 今高橋委員から、草が出て困って、除草剤は使っていないんでしょうという話があったんですけれども、実際に除草剤は使っているの。使えないという基準になっているの。どうなの。

上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの質問にお答えします。

除草剤を使つてはいけないという決まりは、申しわけございません、はっきりしないのですが、ないと思うんですが、何分小さい子たちが使いますので、どこでその葉っぱなり何なりを口に入れてしまうということも考えられなくはございませんので、やはり除草剤を使うというのはちょっと抵抗があるというふうに考えております。

○安藏委員長 わかりました。

そのほかどうぞ。いいですか。

[「わかりました」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 それでは、次に議案第74号 指定管理者の指定について、質疑のある方はどうぞ。

中庭委員。

○中庭委員 今度百合が丘公園が、水戸市の公園協会により管理されるということになります。もともこの百合が丘団地の開発というのは、茨城県住宅供給公社が行ったんですよね。しかし、茨城県住宅供給公社は倒産しちゃったということで、その点で今度は水戸市に管理運営が来てしまうということでありまして、この百合が丘の面積というのはかなり広いものであります。どのぐらいの広さがあるんですね、今後の維持管理というのはどのぐらいかかるのか、お答えいただきたいと思います。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの質問にお答えします。

百合が丘公園の面積につきましては、お手元の参考資料2ページになりますが、5万6,944平米になります。また、その維持管理の費用につきましては、およそですが630万円ほどを想定してございます。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 この約6ヘクタール近いという公園ですが、これは水戸市では最大の公園になるんですか、水戸市の公園としては。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの質問にお答えします。

水戸市として最大の公園なのかという話になりますと、最大ではございません。もっと大きな公園もほかにございます。例えばですけれども、大塚池公園みたいなものになると16ヘクタールとかの規模になりますので、こちらの百合が丘公園などはまだ、大きい部類には入りますけれども、一番大きい公園ではございません。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 630万円の維持管理費がかかるということなんですが、この管理費について、どういう取り

決めになっているんですか。要するにこれは全額水戸市が負担する、あるいは、もともと茨城県住宅供給公社が分譲した団地につくられた公園であって、これが破綻してしまったということもありますから、私は当然、茨城県もこの維持管理費については応分の負担をしてもらおうというのが筋でないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

こちらの百合が丘公園につきましては、平成3年に水戸市との合併前になりますが、常澄村と茨城県住宅供給公社との協定の中で旧常澄村に移管されることが取り決められていました。その流れをそのまま引き継いでおりますので、今回の手続になった次第でございます。そのため、管理費、今後の管理につきましても移管されたものですから、水戸市のほうで管理していくというふうになっていきます。

よろしく申し上げます。

○中庭委員 経過はわかりました。常澄時代の契約が今生きるということなんですが、いずれにしても水戸市最大級の公園の維持管理が水戸市に来ると。もともとは、茨城県住宅供給公社が分譲した団地ですので、ぜひ茨城県に対しても応分の負担をするように、ぜひ県に要望していただきたいと思います。

以上です。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 何点かちょっと確認させていただきたいと思います。

この図面の中の百合が丘北街区公園というのは、今回のこの百合が丘公園とは別というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 御質問にお答えいたします。

百合が丘北街区公園につきましては、平成13年に移管されておりますので、今回の公園とは別になります。

以上です。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 見に行ったときに、この中のベンチがちょっと使われていなかったりしましたのと、ずっと北街区公園のほうから入っていくと、どこが境かわからないんですけども、百合が丘公園に入っていくということで。そうですね、ちょっと一体になっていますよね。その辺の境界についてと、ちょっと広い割にはトイレが1つしかないというのと、あとは駐車場があるのかどうか。この街区のほうにはちょっと下におりていくのがあって、そこが駐車場なのかどうかというのもわからないんですけども。あとは、太陽灯と照明灯、太陽灯はかなりパネルで明るいですね。今まで見た中で、非常に明るいのがついていましたけれども、照明灯で1カ所切れているのがありました。やはり範囲が広いので、ちょっとわかりにくかったりするので、この入り口の案内とか、夜はかなりどうしても暗くなってしまうので、利用はないと思うんですけども、その辺の安全性についてもこれからしっかり取り組んでもらいたいと思っています。

その辺でちょっと。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

駐車場、また照明が切れているという御指摘につきましては、今後、今回移管された後にきちんと修繕をかけていきたいと思っております。また、駐車場につきましてはさらに利用促進が図られるよう、なるべく案内板など設置してわかりやすくするよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○安藏委員長 ほか、いいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 それでは、議案第……

中庭委員。

○中庭委員 報償金の話の答弁がないんですよ。

○安藏委員長 佐世保の話ですよ。佐世保が高いからもっとという話でしょ。

○中庭委員 そうです。他市が高いからもっと、町内がやっている愛護会に……

[発言する者あり]

○中庭委員 いや、だからこれは公園協会を指定管理者として指定するという事なんで、その一環として、これは公園協会から報償金って支給されるんですよ。公園協会から毎年3月の初めに支給されるので、そういう点では指定管理にかかわることなので、ぜひ答弁を求めたいと思っております。引き上げてほしいということについて、どう考えるのか。

○安藏委員長 引き上げてほしい要望ですよ。答弁は、でいいですよ。答弁しようがないと思うんですけども。

○中庭委員 上げてほしいというのは、佐世保市なんかは水戸市の2倍、3倍払っているんですよ。そして、愛護会がきちんといろいろな仕事できるように。だからそういう点では、この愛護会は公園の巡視及び適正な利用の指導、そして遊具等施設の点検とかいろいろそういう点では、愛護会というのは結構いろいろやっているんで、ぜひ引き上げてほしいということで、そういうふうを考えるんですけども、どうなのか。答弁してください。

○安藏委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

委員御指摘のとおり、他市町村の状況を見ますと、報償金のほうが高いといえますが、水戸市よりも大分高いところがあることは認識しております。ただ、報償金の実際の値上げにつきましては、市の財政状況などから、正直難しいところがありますが、今後とも財政当局と協議して検討はしていきたいと考えております。

○安藏委員長 それでは、議案第74号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第75号 市道路線の認定及び廃止について、質疑のある方はどうぞ。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 何点か確認させていただきたいと思っております。

1つは、今回廃止の道路がありますけれども、90ページですか、常澄の8-1147号線のところは、既に現地もなかったんですけれども、既がないという認識でよろしいかということが1つです。それと、今回移管の道路が87ページと88ページの駅南229号線の千波中学校の周辺のところと、柳河227号線の2カ所あるかと思うんですが、このことについてもう少し詳しく御説明いただければと思います。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 五十嵐委員の御質問にお答えします。

まず1つ目、廃止の路線でお話いただきました、常澄8-1147号線につきましては、現地のほうも確認したところ、委員のお話のとおり現況はございません。また、斜めに通っていた道路の廃止ということなんですけど、その機能を代替する道路がちょっと見づらくてですけど、下の丸のちょっと上に、横に常澄8-3567号線という路線が認定してございまして、そちらの道路が幅6メートルほどの道路ができ上がってございまして、その機能で十分代替できるということで、今回廃止ということで手続をさせていただいております。

また、2つ目の御質問でいただきました、千波中学校の周辺の外周道路、ページでいきますと87ページの駅南229号線からですが、こちら、もともと千波中学校の開設の際に、周辺の道路として、周辺に道路が築造されていたものですが、これまで教育委員会のほうの所管ということで、道路が持たれておりました。ただ、日常使われている道路として、他の道路と何ら遜色がないような形で現場のほうはでき上がってございまして、ただ、その移管を受けるに当たりまして、このあたりちょっと公図がなかなかごちゃごちゃしているところもございまして、平成22年ごろに国土調査が入って、そういった部分の整理もできたこともありまして、今回その現場の状況等を勘案して、協議して今回の市道の路線として、教育委員会のほうから移管を受けることになったものでございます。

それと、ページを返していただきまして、88ページのほうの上河内町にある柳河227号線として今回上げさせていただきました移管の道路につきましては、こちら、県道水戸勝田那珂湊線から入って、那珂市のほうに抜ける道路として、そこの先のところにはちょっと見づらくて申しわけありません、ここは茨城県の企業局が持っているやはり外周道路になってございます。そちらのほうは、県道から入っていくような形で抜けているような状況ですが、これは行政界ですので地図にはちょっとお示しできませんでしたが、この矢印の三角形の先は那珂市側のほうに道路が続いてございまして、那珂市側でも同じような手続をしています。ということで、こちらのほうにつきましては、県の企業局で道路のほう、私どものほうで承った後に整備をしなくてもいいように、現地の舗装とか側溝とかを全て入れていただいた形で、今回移管のほうを受けたというような形になってございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。昨日、ちょっと夜見に行ったら、やはり入り口のところは前から気になっていたのですが、奥のほうをずっと行ったらやはり抜けて、多分那珂市のほうも同じような体制なのかなと思っていたので、確認させていただきました。

最後に、この開発行為の中で、幾つかありますけれども、開発行為をした場合、ちょっとどちらが管轄か

わからないんですけども、児童遊園を設置する、しないというのが、例えば82ページの寿270号線とか、84ページの吉田321号線はたしか見に行きましたけれども、道路だけがあって、たしか住宅だけかなと思うんですけども、こういうのは範囲とか何か規定があってあるのでしょうか。これはどちらで決めることなんですか。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 道路のほうの件で御質問だったので、私のほうでお答えさせていただきます。

公園の設置につきましては、開発行為の基準の中で、その開発行為の面積が3,000平米を超えるか超えないかで、公園が設置されるかされないかが決まっているとうかがっております。そちらの基準に基づいてなっています。

○安藏委員長 いいですか。

飯田委員。

○飯田委員 90ページの道路の廃止の関係なんですけど、認定外道路などでは現況がないということで、いろいろ近くの方に払い下げしたりすることが多いと思うんですけど、この市道で現況なしということであるんですけど、よくバイパスができて、そのかわりができたということで廃路になる場合があると思うんですけど、このような例というのは結構あるのですか。ちょっと前の経過がわからないんですけど。市道なものですから、認定外じゃなくて。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

通常、委員のお話のありましたとおり、農道の払い下げについてはそういった形で手続のほうを進めていることがございますが、この旧常澄村の区域内につきましては、合併した当時、農道という部分が全て市道として認定されていた経過もありまして、ちょっと多少イレギュラーにはなっているかもしれませんが、今回全ての区域内、旧常澄の区域内については、農道というものがないような状況になってございます。ただ、実態に合わせまして現況がない、それと、先ほども御説明差し上げましたとおり、その斜めに抜ける道路を代替する道路として、今回6メートルの道路がきちんと存在しているところをもちまして、今回、これは廃止をしてもやむを得ないだろうという判断で、今回上げさせていただいております。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 かなり、以前は使用されていたのかもしれませんが、そういう旧常澄村の特殊な事情ということを理解しましたので結構です。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 大森課長の答弁の中で、最初、廃止した理由が、道路がなくなっていたと。なくなっていたというから廃止したんだということは、そこがちょっと私、納得できない部分なだけけれども、公図上ではあるんだよね。現地にはないと。取り上げしていなくて、全くどんなふうになっていたのかわからないけれども、その廃止した道路部分の面積、これはどんなふうには扱っていたの、これ。旧常澄村のときだから、農道だったんだろうけれども、村道だったんだっけかな。水戸市に合併されて、そのままになって今度は特例市になって、市道になって。農道は全部もらって、水戸市のものになったわけだよね。だから、公

図上ではあったその延長がどのくらいあるかはわからないけれども、1メートル80道路なのか、2メートル70の道路なのか、あるいは4メートル道路なのかはわかりませんが、そうすると、かけるその延長で、その面積というのが出てくるでしょ。廃止した部分が。その廃止した面積というのはどこに行っちゃったの。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

先ほど飯田委員のほうからも御質問があったときに、ちょっと説明が不足しておりました。

今回の道路につきましては、通常9尺、2.75の農道で、全線が146メートルの市道となっておりまして、こちらの道路につきましては、確かに底地は農道の部分を市道に格上げしておりますので、換地として白地で、通常の赤道という形で残っておりますが、実際この沿道の方々から、その道路が6メートルででき上がって、何でここだけ残っているんだというような話もちょっとあって、それで今回、この手続をした後、実際には先ほどお話があったとおり、農道については用途廃止申請ということで書類のほうで処理しておりますけれども、こちらの常澄区内については、そういった手続をする際に全て市道に認定されているものですから、まず、市道の道路法の網を外してからでないと、手続ができないということで、今回こういう形の手続をとらせていただいております。

なお、この市道の廃止した後、この沿線の方々の方から用途廃止のほうの相談がありましたので、順次払い下げの手続が進められるような形になると思います。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 道路の移管や受け入れに伴って、水戸市の管理責任も増大しますよね。また、一方では、市道認定してもらったことによって、その道路に隣接する家屋の人はひと安心かなということなんですが、実はその受け入れ体制も、受け入れて水戸市道になったのはいいが、未舗装のままではなかなかその市民の期待に応えられない道路もあるように聞いております。それで、水戸市のほうに要請しても、その道路整備、排水整備の流末がないことから、未舗装のままずっとあるという道路も何本かあるというようにお話を聞いています。せっかく水戸市の規定にマッチした道路が、水戸市として認定しているわけですから、やはり市民要望、負託に応えるために、そういうところの未舗装の部分については、市民が有効に活用できるような整備方法を模索するべきであると思うんですけども、そういうものについて検討していただきたいと思っています。

そして、今、建設業者が工事が終わって竣工した場合に、竣工後、完成後、何年以内とかありますよね、補償期間がありますよね。それと同じように、この開発行為で水戸市が移管したもの、水戸市が受け入れたものの道路について、その事故とか道路に欠陥が出たという報告は今まで聞いておりませんが、万が一、そういう道路に何か欠陥を生じたと、そういう場合は、水戸市で受け入れてから何年間は補償するという、そういう制度は今、あるんですか。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

通常、道路の工事で行う、市の発注している拡幅工事などでの工事業者のほうの瑕疵担保責任については、

契約書で定めた年数によってその責任が問われている形になってございますけれども、開発行為の帰属の道路については、現在そういった明文化された規定がございません。なので、そういったお話をいただいたところもございますので、ちょっと関係部署、これは開発行為ですから、民間業者の施工の部分もございますが、どこまでそういったものが求められるのか、そういったところもちょっといろいろと、先進事例とかいろいろ事例を調査しながら、ちょっと関係部署と協議を進めてまいりたいと思います。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 私のほうが、急に浮かんで提案したものですから、万が一のことを考えた場合に、地震があったり、災害があったりして、その道路が、開発行為で立派な道路が破損したりする可能性もありますよね。そういうことから、水戸市で移管、受け入れ後何年間は、その造成した業者の補償期間とすると。そういう検討も内部で必要なのかなとは思いますが、内部で調整していただければありがたいかなと思います。

○安藏委員長 そのほか、いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 それでは、ないようですので議案第75号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時 1分 散会